

山形県・山形市新スポーツ施設整備に係る技術的検討支援業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

山形県・山形市新スポーツ施設整備に係る技術的検討支援業務

2 業務の目的等

山形県（以下「県」という。）と山形市（以下「市」という。）は、令和6年10月10日に、「山形県・山形市 新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意書」（以下「合意書」という。）を取り交わし、県による多機能性を有する屋内スケート施設及び市による体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設に係る検討について、相乗効果の発揮を目指し共同で進めることとした。

合意書に基づき、県と市は同年11月に有識者による「山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議」を設置し、当会議での議論を踏まえ、新スポーツ施設整備の方向性を整理してきた。なお、新スポーツ施設については、山形市桜町地内（県民ふれあい広場（旧県立中央病院跡地）を含むエリア）を建設候補地として考えているところである。

県と市では、新スポーツ施設が、誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境の充実、子どもたちや若者・女性のスポーツを通じた活躍の拡大等につながり、さらには、多様な交流によりまちの賑わいを創出することで、県民のウェルビーイング向上に資する施設となるよう、令和12年度を目途に撤去が予定されている県体育館・武道館の利用者がその撤去に伴い利用できなくなることも見据えながら、今後も取組みを進めていくこととしている。

この度の「山形県・山形市新スポーツ施設整備に係る技術的検討支援業務」（以下「本業務」という。）は、これまでの議論及び検討の経過を踏まえ、新スポーツ施設の機能、規模、事業費、事業手法等について検討を進め、同施設の基本計画を策定するに当たり、専門事業者から支援を得るため、県及び市が共同で委託するものである。

※ 令和4年度以降の県による屋内スケート施設の検討も含めて、これまでの経過及び関連資料については、山形県のホームページを参照すること。

https://www.pref.yamagata.jp/020060/miraikikaku_kikaku_skatingrink.html

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務内容

受注者は、令和4年度の「屋内スケート施設あり方検討会議報告書」、令和5年度の「屋内スケート施設基礎調査業務報告書」並びに令和6年度以降の「山形県屋内スケート施設整備検討会議」及び「山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議」における議論や検討の経過を十分に踏まえ、スポーツ施設の設計、建設、維持管理及び運営や、PPP／PFI※等に係る専門的な知見を活用して以下の業務を行うこと。

※PPP：Public Private Partnershipの略称。

PFI：Private Finance Initiativeの略称。

(1) 新スポーツ施設整備検討会議の運営・資料作成支援

会議の運営について、県及び市の担当課と調整の上、必要に応じて会議資料の案を作成すること。

また、会議に出席し、必要に応じて説明を行うとともに、会議終了後には議事録を作成すること。

なお、会議は委託期間中5回程度の開催を予定している。会議に係る開催日程の調整、開催会場の確保、委員との連絡調整及び資料の印刷は、県及び市において行うほか、委員への謝礼、会場使用料等の会議開催に要する経費については、県及び市が負担する。

(2) 法制度等、前提条件の整理

県と市が連携して新スポーツ施設の整備や管理運営を行うに当たり関係する法制度（PPP／PFIに関するものを含む。）や、留意すべきと考えられる社会経済情勢等を整理すること。

(3) 施設整備計画（基本コンセプト、具体的な機能、規模、建物の形状や階層、設備計画、動線計画等）の検討

新スポーツ施設に求められる役割を整理した上で、それを実現させるために具体的に必要となる機能、諸室の規模、観客席数（固定席及び仮設席等の可動設備）、建物の形状や階層、設備計画、動線計画等について、適宜イメージ図（平面図等）を作成して検討し、モデル的なプランの案を作成すること。なお、必要に応じて項目ごとに複数の案を提案し、メリット及びデメリットを比較できるようにすること。

(4) 運営方針の検討

新スポーツ施設の利用形態（個人利用、団体利用、教室、大会等）を整理し、利用調整（屋内スケート施設に係る体育館利用とスケート利用の切替えの運用方法を含む。）や利用料金設定等に係る方針を検討すること。

また、施設の運営を民間事業者が行う場合の担当範囲や、県・市・民間事業者の役割分担について検討すること。

(5) 事業費（イニシャルコスト、ランニングコスト）及び収入の検討

施設整備計画等を基に、同種施設の事例や物価上昇率の状況、地域性等を勘案した上で、施設の整備費（設計費、工事費、工事監理費等とし、敷地造成、外構整備等に係る関連経費を含む。）、維持管理費及び運営費の見込みを算出すること。

また、同種施設の状況等も参考に、利用見込み及び収入の見込みを算出すること。

(6) 経済的・社会的効果の分析

(5)において検討した事業費及び収入を踏まえて経済波及効果の試算を行うなど、新スポーツ施設の整備により地域経済や地域社会にもたらされる多様な効果を分析すること。

(7) PPP／PFI導入可能性調査

① 想定される事業手法等の検討

施設の整備及び管理運営に当たり想定される、事業手法（PFI、Design Build Operate（DBO）、指定管理者による管理等）や民間事業者に委ねる事業範囲、事業期間等に加え、自治体間の連携手法について、事業の特性を踏まえて複数の案を検討し、それぞれのメリット及びデメリットを整理すること。

② リスク分担の検討

想定される事業手法について、県、市及び民間事業者に係るリスクを抽出し、それぞれのリスクの分担を整理すること。

③ サウンディング型市場調査の実施

想定される事業手法等について、事業に関心を持つ民間事業者を募集し、サウンディング型市場調査を対面又はオンラインで実施すること。

なお、対面で実施する場合には、参加者の予定を確認し、山形県庁内若しくは山形市役所内の会議室又は受注者が確保する会議室で実施すること。

④ Value For Money（VFM）の検討

想定される複数の事業手法等に係る案について、必要な条件を設定してPublic Private Partnership-Life Cycle Cost（PPP-LCC）を算出した上で、従来からの公共調達の手法による場合の費用（Public Sector Comparator（PSC））と比較し、VFMを試算すること。

⑤ PPP／PFI導入の総合的な検討

①～④の分析結果を踏まえ、想定される複数の事業手法等に係る案を比較し、定量的な評価に加えて定性的な分析を行い、評価を行うこと。

また、物価上昇等、事業を実施する上で課題となる事項を抽出し、その課題への対応策を整理すること。

(8) 事業スケジュールの検討

(7)で検討した事業手法等を踏まえ、同種施設の事例も参考にしながら、事業者選定や設計、工事等に要する期間（各種手続き等に係る期間を含む。）を想定し、事業実施に当たってのスケジュールを検討すること。

(9) その他

取りまとめた検討結果について、県及び市がパブリックコメントを実施する場合には、提出された意見への対応案の検討に係る必要な技術的支援を行うこと。

また、必要に応じて関係競技団体へのヒアリングやアンケート調査、同種施設の事例調査を実施し、検討の参考とすること。

5 業務実施スケジュール

県及び市で想定しているスケジュールは、以下のとおりである。

- (1) 新スポーツ施設整備に係る次年度の取組内容の検討・整理：令和8年12月頃まで
- (2) 新スポーツ施設整備に係る基本計画案の作成（本業務における検討内容の取りまとめ案の作成）：令和9年1月頃まで
- (3) 新スポーツ施設整備に係る基本計画の作成（本業務における検討内容の取りまとめ）：令和9年3月まで

6 業務実施体制

- (1) 受注者は、本業務を効果的かつ円滑に実施するため、スポーツ施設の設計、建設、維持管理及び運営や、PPP/PFI等の分野に係る専門的な知見を有する十分な数の職員を配置すること。
- (2) 受注者は、業務全般のマネジメントを行う総括責任者を1名配置すること。なお、総括責任者は、募集要領5の(1)の⑦又は⑧に該当する業務に従事した経験を有する者とする。
- (3) 受注者は、施設整備計画の検討業務に係る主任者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。

7 再委託

- (1) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県及び市に対し、再委託する業務内容及び期間、再委託の理由及び必要性、再委託先、再委託先の選定理由等を記載して書面により申請し、県及び市の承認を得ること。
- (2) 受注者は、再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させること。

- (3) 再委託先は次のいずれにも該当しないこと。
- ① 役員等（再委託先が個人である場合にはその者を、再委託先が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (4) 受注者は、本業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理等の部分を再委託することはできない。
- (5) 受注者は、本業務を再委託する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくこと。
- (6) 受注者は、6の(3)に掲げる施設整備計画の検討業務に係る主任者について、再委託先の職員を配置することができる。

8 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、県及び市に提出すること。
- (2) 業務計画書には次の事項を記載し添付すること。
 - ① 業務工程表
 - ② 総括責任者
 - ③ 業務実施体制及び業務従事者名簿
 - ④ 協力事業者がある場合は、業務再委託承認申請書及び業務再委託計画一覧表
 - ⑤ その他、担当職員が必要に応じて指示する事項
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度、変更業務計画書を提出すること。

9 連絡調整、打合せ協議等

- (1) 本業務は、県及び市が共同で委託するものであるが、業務の円滑な遂行のため、本

業務に関する受注者との連絡窓口は県に集約するものとする。

- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、適切に対面やオンラインで打合せを実施するなど、具体的な実施内容や資料の取りまとめの方向性について、県及び市と十分に協議及び調整を行うこと。なお、県及び市との打合せに際しては、打合せ記録を作成し提出すること。
- (3) 業務の過程で県及び市から指示及び照会された事案については、誠実かつ迅速、的確に対応すること。
- (4) 本業務の実施に当たっては、今後県が発注する関連業務の進捗状況を把握し、必要な情報を収集するとともに、これらの業務の受託者と必要に応じて協議及び調整を行うこと。

10 守秘義務

受注者は、委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

11 成果品及び業務完了報告書等の提出等

- (1) 受注者は、4における検討結果を取りまとめた報告書等、次に掲げる成果品を、業務完了報告書とともに履行期限までに県及び市それぞれに提出すること。
 - ・ 検討結果を取りまとめた報告書 1部
 - ・ 上記に係る電子データ（DVD等） 一式
- (2) 受注者は、県及び市との協議により、業務実施の過程においても必要な資料やデータを適宜提出すること。

12 著作権

- (1) 成果物の著作権は、成果物を引き渡したときに全て県及び市に帰属する。
- (2) 県又は市は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。

13 その他

- (1) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を遂行する上で必要な資料等は受注者において入手するほか、必要に応じて

県及び市から随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、県及び市の指示に従うこと。

- (3) 受注者は、本業務の履行に当たり、本業務についての収支簿を備え、他の経理と区分して収入及び支出等の使途が明らかになるよう経理処理を行うとともに、支出内容を証する書類を整備すること。また、支出関係書類を含め、本業務に関する書類は本業務の終了後5年間保存すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県及び市と受注者とが協議して決定する。